

## 米国税務 QI/FATCA 関連情報

### FFI 契約の更新手続きについて

アメリカ

2017年6月12日

2017年6月6日、米国財務省と米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は、外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act: 以下「FATCA」) に関する、外国金融機関 (Foreign Financial Institution: 以下「FFI」) 契約の更新に関する通知を公表した。

#### 1. 更新手続きが必要となる FFI

2016年12月31日に IRS は、[Rev. Proc. 2017-16](#) (IRS ウェブサイト(英語、PDF)) により、更新版の FFI 契約を公表した。これにより、[Rev. Proc. 2014-38](#) (IRS ウェブサイト(英語、PDF)) で公表された既存の FFI 契約(以下「旧 FFI 契約」) は 2016年12月31日で失効し最新の FFI 契約に置き換えられることとなった。FFI 契約の更新に伴い、Participating FFI(以下「参加 FFI」) だけではなく、Reporting Model 2 FFI(以下「報告モデル 2 FFI」) として登録した、多くの日本の金融機関も更新手続きが必要となる。

なお、日米当局間声明に基づくみなし遵守金融機関(以下「登録みなし遵守 FFI」) として登録している FFI についても、FFI 契約の更新をしない旨の確認を行うため、上記の登録サイトにおいて、一定の手続きが求められているので留意されたい。

#### 2. 手続

実際の手続については、以下の FATCA ポータルサイトから各社ホームページにログインした後の Financial Institution Home Page にある“Available Account Option”欄に“Renew FFI Agreement”のリンクが追加されており、ここから手続を行う。IRS が公表した最新の Publication 5118, [FATCA Online Registration User Guide](#) (IRS ウェブサイト(英語)) Section 5.3.9 “Renewal of FFI Agreement” に更新手続の方法が記載されている。

[FATCA Foreign Financial Institution Registration](#)  
(IRS ウェブサイト(英語))

#### 3. 期限

FFI 契約更新、もしくは更新しない旨の確認の期限は 2017年7月31日となる。更新を希望する場合は 2017年1月1日から更新 FFI 契約を遵守していることが前提となる。また、2017年7月31日までに FFI 契約を更新しない場合には FFI 契約が 2017年1月1日に終了したとみなされる。一方 2017年7月31日までに更新手続を行った FFI については、2017年1月1日にさかのぼって更新 FFI 契約が締結されたとみなされる。

#### おわりに

今回の更新手続きに当たり、IRS は、FATCA ポータルサイトにおける各 FFI の FATCA メッセージボードに、更新手続に関する通知を送信しているため、確認されたい。

なお、更新版 FFI 契約に規定のとおり、今後、FATCA に関する定期的検証および内部統制の有効性についての宣誓が 2018年7月1日までに必要となるため、これらへの対応が必要となることから、手遅れとなる事のないよう余裕をもって準備を進めていただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## 問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohmatu.co.jp">kosaku.maeda@tohmatu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohmatu.co.jp">naoko.akiba@tohmatu.co.jp</a>
マネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	<a href="mailto:ching-feng.yeh@tohmatu.co.jp">ching-feng.yeh@tohmatu.co.jp</a>
マネジャー	五十嵐 寿行	<a href="mailto:hisayuki.igarashi@tohmatu.co.jp">hisayuki.igarashi@tohmatu.co.jp</a>
マネジャー	高島 憲一	<a href="mailto:kenichi.takashima@tohmatu.co.jp">kenichi.takashima@tohmatu.co.jp</a>
アシスタントマネジャー	上田 真樹	<a href="mailto:masaki.ueda@tohmatu.co.jp">masaki.ueda@tohmatu.co.jp</a>
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp">tax.cs@tohmatu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士法人を含む) がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.